

発注者・受注者間における建設業法令遵守ガイドライン改訂（第8版）から修正が必要な箇所

(赤字傍線部分が変更部分)

修 正 後	修 正 前
<p>6. 指値発注（建設業法第19条第1項、第19条の3第1項、第20条第<u>3</u>項） (略)</p> <p>（1）指値発注は建設業法に違反するおそれ</p> <p>指値発注は、発注者としての取引上の地位の不当利用に当たるものと考えられ、請負代金の額がその工事を施工するために「通常必要と認められる原価」（30ページ「4. 不當に低い発注金額」参照）に満たない金額となる場合には、受注者の当該発注者に対する取引依存度等の状況によっては、建設業法第19条の3の不當に低い請負代金の禁止に違反するおそれがある。</p> <p>発注者が受注者に対して示した工期が、通常の工期に比べて短い工期である場合には、工事を施工するために「通常必要と認められる原価」は、発注者が示した短い工期で工事を完成させることを前提として算定されるべきである。</p> <p>発注者が通常の工期を前提とした請負代金の額で指値をした上で短い工期で工事を完成させることにより、請負代金の額がその工事を施工するために「通常必要と認められる原価」（30ページ「4. 不當に低い発注金額」参照）を下回る場合には、建設業法第19条の3に違反するおそれがある。</p> <p>また、発注者が受注者に対し、指値した額で請負契約を締結するか否かを判断する期間を与えることなく回答を求める行為については、建設業法第20条第<u>3</u>項の見積りを行うための一定期間の確保に違反する（3ページ「1. 見積条件の提示等」参照）。</p> <p>更に、発注者と受注者との間において請負代金の額の合意が得られず、このことにより契約書面の取り交わしが行われていない段階で、発注者が受注者に対し工事の施工を強要し、その後に請負代金の額を発注者の指値により一方的に決定する行為は、建設業法第19条第1項に違反する（12ページ「2. 書面による契約締結」参照）。</p>	<p>6. 指値発注（建設業法第19条第1項、第19条の3第1項、第20条第<u>4</u>項） (略)</p> <p>（1）指値発注は建設業法に違反するおそれ</p> <p>指値発注は、発注者としての取引上の地位の不当利用に当たるものと考えられ、請負代金の額がその工事を施工するために「通常必要と認められる原価」（30ページ「4. 不當に低い発注金額」参照）に満たない金額となる場合には、受注者の当該発注者に対する取引依存度等の状況によっては、建設業法第19条の3の不當に低い請負代金の禁止に違反するおそれがある。</p> <p>発注者が受注者に対して示した工期が、通常の工期に比べて短い工期である場合には、工事を施工するために「通常必要と認められる原価」は、発注者が示した短い工期で工事を完成させることを前提として算定されるべきである。</p> <p>発注者が通常の工期を前提とした請負代金の額で指値をした上で短い工期で工事を完成させることにより、請負代金の額がその工事を施工するために「通常必要と認められる原価」（30ページ「4. 不當に低い発注金額」参照）を下回る場合には、建設業法第19条の3に違反するおそれがある。</p> <p>また、発注者が受注者に対し、指値した額で請負契約を締結するか否かを判断する期間を与えることなく回答を求める行為については、建設業法第20条第<u>4</u>項の見積りを行うための一定期間の確保に違反する（3ページ「1. 見積条件の提示等」参照）。</p> <p>更に、発注者と受注者との間において請負代金の額の合意が得られず、このことにより契約書面の取り交わしが行われていない段階で、発注者が受注者に対し工事の施工を強要し、その後に請負代金の額を発注者の指値により一方的に決定する行為は、建設業法第19条第1項に違反する（12ページ「2. 書面による契約締結」参照）。</p>

